

月報

2010年 11月号

シンガポール日本商工会議所

M.I.C.A(P)NO.137/06/2008

Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore

Website: <http://www.jcci.org.sg>



日本経済新聞



日本経済新聞国際版
シンガポール印刷20周年

日経1週間 無料お試し キャンペーン



お申し込み期間 11月30日まで

今なら無料で1週間、日本経済新聞国際版をご自宅にお届けいたします。

新規ご購読も
受付中!

新規ご購読の方に、
もれなくプレゼント!

選べる特典

右記のA~Cより、
お好きなものを
1つお選びください

A NIKKEI

日本経済新聞社発行の書籍
書籍:「やさしい日経経済用語辞典」
日本経済新聞(編)

※書籍は予告なく変更する場合がございます。



B ANA マイレージ

C JAL マイレージ

その他にも、
多数の特典があります。

- ・日経アジアニュースメールを無料でE-mail配信します。
- ・国際版読者限定の生活情報誌「NIKKEI GALLERY」(隔月刊)を進呈。

ご購読料金

S\$ 130

(1ヵ月・税別)



インターネット
www.nikkei.asia



FAX
(65)6336-4016



E-mail
sales@nikkei.com.sg

※E-mail・FAXでお申し込みの場合は下記必要事項をご明記ください。

《お試しお申し込み》

- ・お名前 ・配達先住所/電話番号 ・会社名/電話番号 ・E-mailアドレス
- ・キャンペーンコード

《購読お申し込み》

- ・お名前 ・購読開始希望日 ・配達先住所/電話番号 ・会社名/電話番号
- ・請求先住所/電話番号/会社払いまたは個人払いのどちらかを記入
- ・E-mailアドレス ・キャンペーンコード
- ・ご希望の特典

キャンペーンコード **SJC**

※キャンペーン対象地域はシンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、オーストラリア(一部地域を除く)に限ります。※原則としてお申し込みいただいた翌々日(土日を除く)より1週間、日本経済新聞国際版をお届けいたします。※当キャンペーンへのお申し込みは1回限りとし、現在日本経済新聞国際版を購読されていない方に限ります。※配達可能なエリアの詳細については、日経アジア社またはOCS各代理店までお問い合わせ下さい。※出張・ご旅行でホテルやゲストハウスに短期滞在されている方のお申し込みはお受けできませんのでご了承下さい。



日本経済新聞国際版読者限定 電子版サービス

日本経済新聞国際版を
定期購読中の方には、
電子版の無料IDを当面の間
ご提供します

ご利用登録には国際版のエリアコードとご購読者番号が必要です。
詳しくはお問い合わせください。

※お試し購読中の方は対象外となりますのでご了承ください。

NIKKEI

日経アジア社 NIKKEI ASIA PTE LTD
331 North Bridge Road #13-02/03 Odeon Towers Singapore 188720
Tel : (65) 6336-4122 Fax : (65) 6336-4016 E-mail : sales@nikkei.com.sg

月報

2010

Nov

<特集>

- マレーシアで進む法改正 P 3
BAKER & MCKENZIE, WONG & LEOW
井上 洋子
- 海底ケーブルシステムと台湾沖地震 ～ネット社会を支える海底ケーブル～ P 7
KDDI SINGAPORE PTE LTD
前川 健一
- クラウドコンピューティングの活用による効果と課題 P 11
NOMURA RESEARCH INSTITUTE (SINGAPORE) PTE LTD
郷地 聡太郎
- リーダーシップとEQの関係性 P 15
CICOM BRAINS (ASIA) PTE LTD
サンディ 齊藤

<業界動向シリーズ>自治体

- 地方自治体の海外活動 P 19
～クレアシンガポールの活動と、鹿児島県-シンガポールの交流事業について～
THE JAPAN COUNCIL OF LOCAL AUTHORITIES FOR INTERNATIONAL RELATIONS, SINGAPORE
片野田 拓洋

月報題字：麗扇会 青木 麗峰

表紙写真：JCCI 広報委員 川口 裕利

写真タイトル：癒しを探しに…

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way # 12-04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221-0541 Fax: 6225-6197 Website: <http://www.jcci.org.sg>

マレーシアで進む法改正

BAKER & MCKENZIE, WONG & LEOW
Client Manager, Japan Practice



井上 洋子

1. はじめに

マレーシア政府は、今年6月に中期経済開発5カ年計画「第10次マレーシア計画(10MP、2011～15年)」を公表しました。2020年までに年平均5.8%の成長により、国民所得を倍増させる目標です。極めて積極的で到達困難な目標との指摘が多い中、今年に入ってから企業の経済活動に影響を与える法律を成立させております。主なものとしては以下の3法が挙げられます。

独占禁止法
戦略物質取引法
個人情報保護法

上記3法は、それぞれ既に国会を通過しており、施行を待っているところです。この他、会社法や雇用法に更に改正を加える動きがありますし、物品・サービス税(GST)の導入も見込まれております。

上記新3法の導入と会社法と雇用法等の改正は、マレーシアを更に発展させ、投資を呼び込み、マレーシアを労働集約型の製造業に依存した産業構造を改め、付加価値の高いサービス産業を発展させるには不可欠であると考えられています。

上記新3法は施行日が決まっているか推定されてはいるものの、実際どのように運用されるかは、今後の動向や付随する規則の導入を見極める必要があります。従いまして、シンガポールからマレーシアを管轄されている皆様にとって、これらの進展に目が離せなくなっております。本稿では、現時点(2010年9月末日)の情報を基に上記3法を中心にマレーシアの最近の法律改正について簡単にご説明させていただきます。今後の対策の参考にしていただければ、幸いです。

2. 独占禁止法

マレーシアの独占禁止法は2010年5月に国会を通過しました。2012年の1月1日に施行になります。マレーシアの独占禁止法は、大きく分けて反競争的協定と優位的地位の濫用を禁止しています。シンガポールの独占禁止法と違い買収にかかわる条項はありませんが、今後導入されると思われます。

反競争的協定の禁止

独占禁止法は、マレーシア国内の物品・サービス市場における競争を阻害、制限もしくは歪曲する目的または効果を持つ企業間の協定を禁止しています。とりわけ、価格操作や談合などの行為を禁止しています。また、シンガポールの独占禁止法と違い、反競争的協定に水平的協定に加え、「垂直的協定(メーカーと販売代理店間の協定)」も含まれます。シンガポールでは、優位的地位の濫用について規定はあるものの、垂直的協定は反競争的協定の適用を受けません。なお、ここでいう「協定」には正式に締結された協定は勿論、あらゆる契約、取り決めや了解事項が含まれます。

優位的地位濫用の禁止

マレーシアの独占禁止法は、事業者が市場で優位的地位を濫用することを禁止しています。「優位的地位」とは、市場において大きな影響力を持ち、競合他社や潜在的競合他社の制約なしに価格、生産量、取引条件を支配できる事業者の地位を指します。独占禁止法は「優位的地位の濫用」となる行為につい

て規定しており、不公正な購入価格や販売価格の設定、契約とは無関係な条件を課すこと、略奪的価格設定等を禁止しています。

独占禁止法違反には、相当額の課徴金が科せられることとなりますが、日本と同様に減免制度を定めています。企業がカルテルや談合への関与を自ら認める場合、科せられるべき課徴金の最大100%の減免が受けられます。

反競争的協定の禁止は、多くの事業者団体や産業団体、ならびにそれらのメンバーが行っている取引方法などに多くの影響を与えられます。例えば、産業団体が設定している「推薦価格」。シンガポールでは、シンガポール・マレーシア間のバス運行会社の団体が摘発を受け、課徴金を科せられましたが、マレーシアでも同様に考えられるかもしれません。産業団体や事業団体での特別な（特に価格に影響を及ぼすと思える）情報の交換には大きなリスクを伴う可能性があります。

新法の導入により、今まで問題なかった情報交換、取引形態、取引慣行が法律に抵触することも考えられます。マレーシアにとって新しい法律ですので、現在行っている事業と取引形態、慣行が独占禁止法違反とされないか、検証を薦めます。リスクが特定されれば、それらのリスクを軽減するために対策が必要です。例えば、従業員に独占禁止法について意識が低いと判断する場合には、企業の方針や独占禁止法について規定を導入し、周知のため教育を行う必要があるでしょう。新入社員や販売・マーケティング部門については、定期的な教育が必要かも知れません。

3. 戦略物質取引法

戦略物質取引法は、2010年5月に国会を通過、6月に政府官報に公示されました。2011年中ごろに施行になると見られています。同法は、大量破壊兵器の拡散防止に向けた、マレーシアの国際的取り組みを推進するものです。

戦略物質取引法は、戦略物資や関連技術の物理的、電子的移動（以下「輸出」とする）について規制するもので、製造業や物流業等いろいろな分野に大きな影響を与えられます。該当となる物品の所有者であるかどうかにかかわらず、それらの輸出、組替、経由を行う当事者は許可を得る必要があります。戦略物資・技術を特定国に輸出することは固く禁じられています。

戦略物質・技術を輸出する場合、国際通商産業省の戦略物質監督官からの許可が必要となります。規制リストに掲載されている戦略物資以外でも、大量破壊兵器の開発、保管、運搬などに使用される物資は、リストに掲載されない品目であっても許可が必要になります。大量破壊兵器の事業に関与している企業は多くはありませんが、戦略物質取引法の大部分は、軍用と民生用に利用できる物品や技術を規制の対象にしています。マレーシア政府は、軍需品規制リスト、軍用・民生用物資規制リストを公表する予定ですが、適用範囲が多岐に渡ると予想されます。また、対象となるのは有形物だけではなく、戦略技術や関連情報なども対象になります。

マレーシアで輸出管理規制の実施は初めてであり、猶予期間も3ヶ月と短いため、事業のスムーズなオペレーションとコンプライアンスに相応の事前準備が必要になると考えられます。

企業が扱っている物品や技術が戦略物質取引法の対象になるか、何が（どの部分が）対象になるのか、自社の製品と事業内容を新法に基づいて検証することが必要になります。特に、化学薬品やエレクトロニクスなどのハイテック産業に携わる企業は、輸出規制の対象となる可能性があります。例えば、マレーシア子会社がマレーシア国外にある関連会社に、技術やノウハウを移転させる時、関連会社間のやり取りであっても、それらの技術とノウハウの移転が法律に抵触する可能性があるかもしれません。戦略物質取引法の遵守のために、自社のオペレーション上何が法律の対象となるか検証する必要があるでしょう。

う。そして、コンプライアンスプログラムを作成、同プログラムの社内での教育と周知が求められると思います。

なお、同法の違反に対しては罰則が極めて厳しく、罰金に加え禁固刑に科せられるので、注意が必要です。

4. 個人情報保護法

マレーシアの個人情報保護法は2010年5月に国会を通過し、現在のところ、2010年の後半、あるいは来年当初に施行されると見込まれています。同法の施行後3ヶ月の移行期間が設けられることになっています。

同法が施行になると、マレーシアはアセアン諸国で初めて個人情報にかかわる法律を持つ国になります。シンガポールにおいては個人情報保護法はありません。シンガポールをはじめ多くの国では、個人情報を事業セクター別の法律（例えば銀行や保険）、契約上の義務、コモンローの基で保護しています。

法律の施行に関するガイドラインや執行力を持つ行動基準が発表される予定です。これらのガイドラインや基準により、法律の適用範囲や個人情報保護法を遵守するのに求められる措置等が明確になることが期待されています。

マレーシアの個人情報保護法の目的は、事業上の取引における個人情報の取扱いを規定し、情報主体の権利を保護することです。「事業上の取引」とされるのに契約締結の必要はなく、事業にかかわる取引全般を指します。

個人情報保護法は、会社と従業員の関係にも新たな法律上の権利と義務を構築することになるので、注意が必要です。また、顧客の個人情報を扱う企業は、現在の個人情報の取扱い方法を新法に基づいて見直す必要があると思われます。個人情報保護法の基での「個人情報」とは、直接または間接を問わず、情報から識別される情報主体に関する情報を指し、「情報主体」とは、個人情報に関係する個人を指します。

個人情報保護法の基本としては、以下の7原則が挙げられます。

- 1) 一般原則：個人情報の取り扱いには同意が必要
- 2) 通知・選択の原則：情報取扱者は、個人情報取得の目的、保有されている個人情報について情報主体本人がアクセスする権利、ならびに訂正を要求する権利について、情報主体に通知が必要
- 3) 開示の原則：いかなる個人情報も情報主体の同意なく開示しない
- 4) 保有の原則：個人情報取得目的が何であれ、目的達成に必要な期間を超えてそれら個人情報を保有しない
- 5) 情報管理の原則：情報取扱者は、情報の取得目的に沿って情報を正確かつ最新状態に維持する適切な措置を取る
- 6) アクセスの原則：情報主体は、自己の個人情報にアクセスでき、情報が不正確、不十分な場合は、訂正できる

同法の下では、情報主体の同意を得た場合等の一定条件を満たさない限り、個人情報をマレーシア国外に持ち出せません。担当大臣が認める国に対してはこの限りではないとありますが、現時点においては、特定国についてまだ法律に規定がありません。

マレーシアにある子会社にかかわる個人情報を統括会社であるシンガポールの子会社や日本の親会社に送付している企業は多いと思いますが、情報主体から同意を得るなど個人情報保護法に違反すること

のないように注意が必要です。

今後、個人情報保護法についてのガイドラインや行動基準が発表される見込みです。

5. その他の法改正の動き

事業コストを下げるという目的で会社法の改正が見込まれています。シンガポールでも数年前に同様な背景により改正が行われました。今年末までに改正会社法案を作成、来年初めに国会に提出されると予想されています。

同様に最近新聞を賑わしているのが、最低賃金の導入です。国内への更なる投資を呼ぶためにも、制限の多すぎる現在の雇用法自体を見直すべきだという意見も出ております。筆者もクライアント様のご苦勞話を伺うと、自国民の保護は勿論大切ですが、もう少しプロ・ビジネスにならないかと考えてしまいます。更に、プミプトラにかかわる政策も徐々に緩和されているとはいえ、一層の改善を望みます。

物品・サービス税（GST）は、2006年に導入が延期され、その後も審議されていましたが、再度延期となったようです。政府は現時点で導入予定時期を示しておりませんが、こちらも進展を見守りたいと思います。

6. コンプライアンスについて

法律は、社会と経済動向によって時代に沿うように変えられていきます。戦略物質取引法と個人情報保護法は、まさしく時代の要求と言えるでしょう。独占禁止法については、これによりマレーシア経済が益々発展していくと政府は判断しているようです。

法律は変化しますが、コンプライアンスの重要性は普遍です。以前はコンプライアンス上問題なかった商習慣が、新法の導入により、法律に抵触する可能性がでてくることもありえます。上記新3法については、運用等について今現在はっきりしない部分もありますが、今後の動向を見極め、法律施行前に自社の業務に与える影響を検証、対策を取られることを薦めます。

注) Baker & McKenzie InternationalのマレーシアにおけるメンバーファームWong & Partners発行のニュースレターを基に作成いたしました。本稿は法的アドバイスではございませんので、ご了承ください。

執筆者氏名

井上 洋子(いのうえ ようこ)

経 歴

Baker & McKenzie.Wong & Leowで長年にわたり、日系企業の皆様のアジアにおける事業のお手伝いをさせていただいております。

栃木県出身

趣 味

スロージョギング

KDDI SINGAPORE PTE LTD



前川 建一

はじめに

東南アジアにいらっしゃる方で2006年末に発生した台湾沖地震による多数の海底ケーブルが障害となり国際電話やインターネットが繋がりにくかったと記憶にある方も多いかと思われる。当時の障害状況も含め、今回はインターネットや国際通信のネット社会を陰で支える海底ケーブルについて触れてみたい。

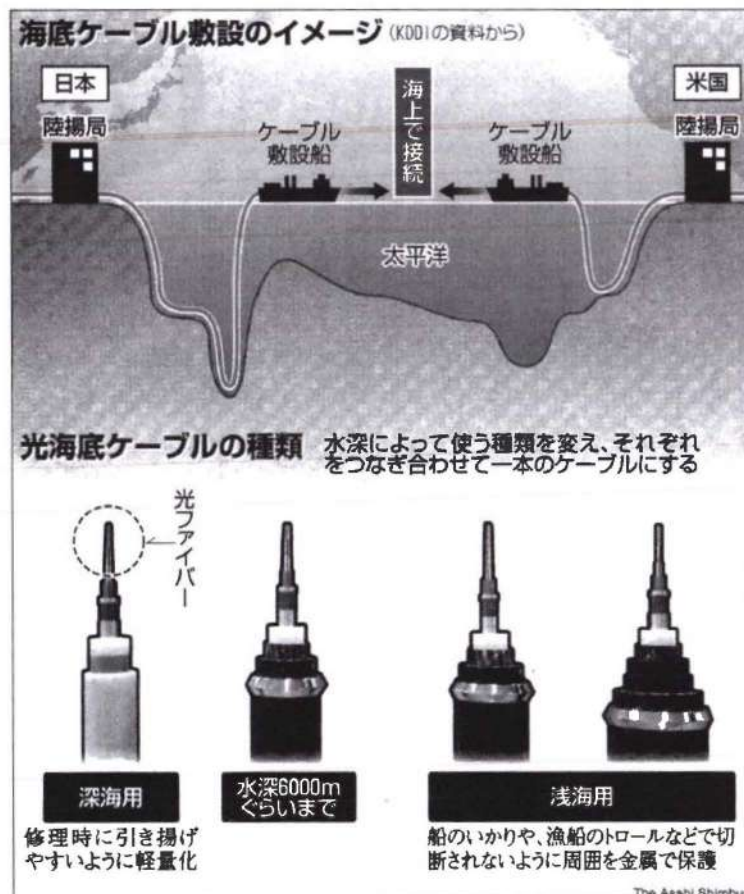
1. 海底ケーブルシステムとは

海底ケーブルは一般の方には馴染みが薄いと思われる。実際、知人から日本から米国までネットワークってどう繋がっているの？と聞かれ、髪の毛よりも細い光ファイバーを10,000km以上、海底に敷設して繋がっていることを話すと、非常に驚かれた経験がある。

海底ケーブルシステムは、通信系と給電系のシステムより構成されている。ケーブルの中には光ファイバーが最大で8ペア（送信と受信）入っており、船のいかりで傷つけられたり、水圧に押しつぶされたりしないように周囲をポリエチレンや鋼鉄線で補強してある。浅海部では直径20cm以上のケーブルを使用し、ケーブルの埋設工事を行っているが、それでも漁船等に引っ掛けられケーブルが切られる事故が発生することがある。陸揚局および大陸棚近辺の漁協組合等との交渉、協力関係構築も大切な運用保守業務の一環である。

光信号がファイバー内を送信される際、光信号は伝送されるうちに信号が減衰するため、最大80km間隔に光信号を増幅するための中継器が必要となる。中継器では光を増幅するための電力が必要なため、ケーブルの中

には給電のための電力線が収納されている。中継器へは陸揚局より給電されるが、日米間だと中継器の数も百台を超え、約10,000V、1Aの直流電流を陸揚局から給電している。



2. インターネット需要と海底ケーブルの進歩

表1に主な日米間の海底ケーブルの運用開始時期とケーブル最大容量を示す。北米とのインターネットを接続開始したのが1995年からなので、インターネットの普及にともない海底ケーブルの容量が飛躍的に増大しているのが、ご理解頂けると思う。TGN-Pは当初640Gbpsの設計であったが、波長多重の技術を進歩させ1ファイバーあたり960Gbps(10Gbps×96波)×8ファイバーペアで計7.2Tbpsに容量拡張している。本年3月に運用開始したUnityも10Gbps×96波×5ファイバーペアの仕様であるが、既に来年には40Gbpsの波長を採用しアップグレードが検討されている。

1989年	TPC-3	560Mbps
1992年	TPC-4	1,120Mbps
1995年	TPC-5	20Gbps
2000年	China-US	80Gbps
2001年	Japan-US	640Gbps
2002年	TGN-P	640Gbps
2006年	TGN-P(U/G)	7.2Tbps
2010年	Unity	4.8Tbps

表1 太平洋ケーブルの運用開始時期とケーブル最大容量

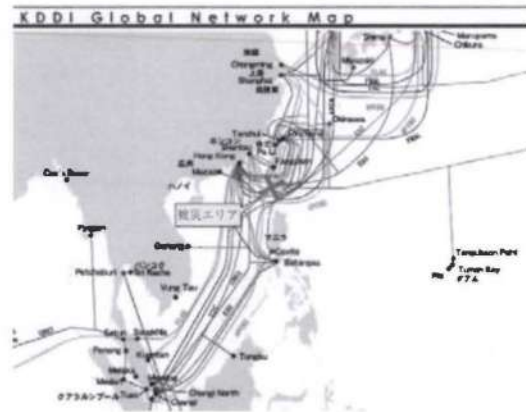
TPC-3, 4までは電話利用が中心で、ケーブル障害時のバックアップは衛星で行われていた。衛星通信の場合、日米間で伝送遅延が海底ケーブル約100~120msecに対し、赤道上約36,000kmに位置する衛星との間で400msecかかることと、伝送スピードの大容量化が難しいことから、今では衛星通信は海底ケーブルを接続するのが難しい対地や放送等の1対多通信等の用途に主に利用されている。TPC-5からTGN-Pまではケーブルシステムがリング構成になっており、北ルートに障害がでると自動的に南ルートへ迂回できるようケーブルシステム内でのセルフヒーリングの機能を有している。アジア域でもケーブル障害時の復旧は他のケーブルでレストレーションを行っている。

3. 台湾沖地震による被害と復旧対応

台湾とフィリピン間のルソン海峡には多くのアジアケーブルが敷設されているが、2006年12月、2007年8月、2009年8月および2010年3月とここ4年間で4回もこのエリアでは大きな被災を受けている(2009年8月の被災は、地震ではなく台風8号による台湾での海底土石流が原因と言われている)。

地震による被災エリアは台湾の南方沖、東方沖と震源地により異なる。右の図は2006年12月26日に発生した台湾南方沖地震の時の被災エリアを示したものである。

この時の地震はマグネチュード7.1と非常に大規模で広範囲に海底ケーブルに損傷を与えた。また障害は複数のケーブルに一度に発生したのではなく、26日21時半頃(日本時間)に最初にChina-USが障害となり、翌27日昼過ぎまでの間、9つのケーブルシステム(China-US, SMW3, C2C, APCN2, EAC, APCN, FNAL, RNAL, FEA)で計17区間が次々と損傷していった。これは最初の地震と余震により海底の岩盤が徐々に動き、その岩盤の移動によってケーブルが引きちぎられたと推測される。右の写真は、修理のため海底より引き上げられたケーブルだが、ポリエチレンの皮膜が大きな力で引き伸ばされ、引きちぎれていることから上のことが想像できる。



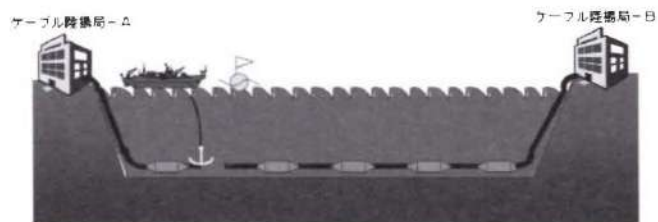
ネットワーク上、この障害で日本、韓国と香港、フィリピン以西のアジアが分断された。そのため、日本と香港、東南アジア、中東の各国の間で、企業向けデータ通信、インターネットおよび国際電話が通信できない、または繋がりにくい状態になり大きな被害が発生した。私自身も当時、グローバルネットワークオペレーションセンターに勤務していたが、これまで経験したことがない大規模な障害であった。

緊急の対策として中国キャリアと交渉し、日本との通信が確保されている中国の陸揚局間（上海と汕頭）を陸路で接続することとグアム経由でフィリピンへの伝送路を臨時で構築することによりレストレーションを行った。通常であれば数週間かかる作業を関係キャリアとの連携により、不眠不休で2日間で成し遂げた。これによりほぼ9割の回線を復旧させることができた。常日頃の国際通信事業者との協力関係があってこそ、成し得ることができた作業だ。

現在では、台湾沖を避けた伝送路を常時ネットワークに組み込み、本年3月に発生した台湾沖地震でも複数の海底ケーブルの障害は発生したものの、香港、シンガポールの基幹網の通信は確保することができ、最小限の影響で抑えることができた。

切断された海底ケーブルは修理船を出しケーブルを引き揚げ、ファイバーの再接続を行う。まず障害点を探索する必要があるが、中継器への給電が可能な場合は電流と電圧およびファイバー内光反射を用いて障害点を測定することが可能である。障害点を割り出し

したら、復旧区間の給電を止め、ケーブルの引き揚げ作業を行う。引き上げ作業は海底にフックを下ろし、フックにケーブルが引っかかる際の抵抗を圧力計を見ながら探索するが、場合によっては障害点は深海3,000m以上の深さになることもあり、ケーブル探索は非常に体力と神経を使う作業である。富士山の上から釣り糸をたらし、ものを釣り上げることをイメージして頂くとその困難さが想像して頂けるであろうか。片方のケーブルを引き上げるとブイで海上にマーキングしておき、もう片方の切断されたケーブルを引き上げ、船上でのファイバーの再接続を行い海底に沈め、再給電を行い復旧作業が完了する。順調にいけば1～2週間の作業であるが、海上のコンディション等の影響で、なかなか思うように進まない場合もある。海上がしけた場合には、障害点より一旦、修理船は港に引き返し再出発しなければならない。2006年12月の障害時には、修理船の手配調整、中継器やケーブルの予備品の確保等により、全てのケーブルシステムを復旧させるのに、1～2ヶ月の期間を要した。



4. 今後の海底ケーブルの動向

昨年より新日米ケーブルUnityの他、日本を経由せず、直接、中国を含むアジアと米国を結ぶ新ケーブルAAG (Asia America Gateway)、TPE (Trans Pacific Express) が開通した（TPEはフェーズ2で日本に陸揚）。これらのケーブルシステムは増大するアジアのインターネットの需要に対応するために建設されたものである。アジア域内でもAAG、TPEの他、SJC (South-east Asia Japan Cable)、APG (Asia Pacific Gateway) 等の新ケーブルの建設が進められている。

今後の新ケーブルは5～15Tbpsと大容量化し、ケーブルシステム内でのリングの機能はもたず、シングルルートで建設期間の短縮、建設コストを抑えたものになっている。その背景の一つには、これまでのリングケーブルは、障害時のバックアップに伝送遅延が増大するという課題もあった。現状のトレンドとしては、IPネットワークのルーター間で複数のシングルルートケーブルを接続し、冗長性を確保する傾向にある。そのため、個々のシングルルートのケーブルは短い伝送ルートで建設することが求められている。もちろん、地理的に安定したルート選択が最重要事項である。

東南アジアの国々では携帯からのFacebook、twitter等の利用が急速に増え、インターネットの需要が急速に高まっているが、シンガポールを除き、ブロードバンドの普及はまだまだである。そのため、東南アジアでのブロードバンドの普及にともない、今後ますますバックボーンの大容量化が求められるであろう。筆者も通信事業に携わる者として、東南アジアのインフラ強化に尽力していきたいと思う。

執筆者氏名

前川 建一(まえかわ けんいち)

経 歴

1964年佐賀県唐津市生れ

KDDI(当時KDD)に入社後、国際通信、主に運用部門に従事

2010年4月よりKDDIシンガポールに出向中

クラウドコンピューティングの活用による効果と課題

NOMURA RESEARCH INSTITUTE (SINGAPORE) PTE LTD
Vice President

堀地 聡太郎



はじめに

最近クラウドコンピューティングという言葉を見聞きしない日はないと思えるくらいである。IT業界のいずれのプレイヤーも何らかの形でクラウドコンピューティングを使ったサービス提供を提唱している。しかしながら、これほどクラウドコンピューティングに関する情報が溢れる中で、クラウドコンピューティングはユーザーにとって、どのような効果をもたらし、どのような課題があるのか、という視点での情報がまだ足りないように見受けられる。そこで本項では、まずクラウドコンピューティングの定義、分類について触れ、次にクラウドコンピューティングに対するユーザーから見た期待・不安を踏まえたクラウド活用の効果と課題について考察することで、ユーザー企業各社におけるクラウドコンピューティング導入、改善策検討の一助としてもらいたい。

クラウドコンピューティングとは

クラウドコンピューティングとは、自分で所有せずに、必要なITサービスを必要な時に必要な分だけ、インターネット経由で使うことが出来るサービス総称である、と一般的には定義されている。もともとITシステムの構成図において、インターネットを雲（＝クラウド）になぞらえて表現することが多いことから、インターネット越しに必要なサービスを使い、使った分だけお金を払う、というイメージに合わせるためにクラウドという言葉が定着したという説が有力である。


もう少し掘り下げると、クラウドコンピューティングとは、ユーティリティ化（＝電気・ガス・水道のように使った分だけ課金されるサービス形態に）された、ITリソースをいくつかのレイヤー（＝層）に分け、ネットワークを経由してサービスとして利用する形態で提供されるサービス総称である。提供されるサービスレイヤーの代表例はソフトウェア、プラットフォーム、インフラであり、それぞれをクラウドコンピューティングのサービス一般名称に言い換えるとSaaS（＝Software as a Service）、PaaS（＝Platform as a Service）、IaaS（＝Infrastructure as a Service）となる。

表1：クラウドコンピューティングのサービス分類

名称	説明	代表的サービス
SaaS	ネットワーク経由でアプリケーションをサービスとして提供する形態。ユーザーは電子メール、グループウェアなどのアプリケーションをそのまま利用できる。	Salesforce CRM、 Microsoft Online Services、 Google Apps
PaaS	ネットワーク経由でアプリケーション実行環境をサービスとして提供する形態。ユーザーは仮想化されたアプリケーションサーバやデータベースなどに自分のアプリケーションを配置して運用できる。	Google App Engine、 Windows Azure
IaaS	ネットワーク経由でハードウェア、ネットワーク環境をサービスとして提供する形態。ユーザーは自分でOSなどを含めシステム導入・構築できる。	Amazon EC2、Amazon S3

クラウドコンピューティング（＝以下、クラウドと言及）を分類する別の切り口として、クラウド環境の所有者とクラウド環境へのアクセス回線の違いを挙げることも多い。ITリソースを外部プロバイダーが所有し、そのリソースをインターネット経由で広く一般に提供するクラウドは『パブリッククラウド』と呼ばれるのに対し、各企業向け専用環境として提供されるクラウドは『プライベートクラウド』、両者を組み合わせたクラウドを『ハイブリッド型クラウド』と呼ばれている。ただし、多くのクラウドサービス事業者が市場に参入し、独自のクラウドサービスを提唱する中で、クラウド分類名称はきちんと定まっておらず、サービス事業者またはユーザーにより定義が異なるケースが多い。本稿では、接続形態と所有者の識別により下記のように分類を試みた。

表2：パブリック、プライベートクラウドサービスの分類

ネットワーク接続形態 クラウド所有者	インターネット	専用線・VPN	イントラネット
外部プロバイダ	<p>パターンA</p>  <p>パブリッククラウド</p>	<p>パターンB</p>  <p>バーチャル プライベート クラウド</p>	
ユーザー企業		<p>パターンC</p>  <p>ホステッド・ プライベート クラウド</p> <p>自社資産だが、 運用はプロバイダに委託</p>	<p>パターンC</p>  <p>オンプレミス・ プライベート クラウド</p> <p>運用も自社で実施</p>

【パブリッククラウド環境】においては、外部プロバイダがIT資産を保有し、利用者はインターネット越しにサービスを利用する。ただし、提供されるITサービス物理環境は、プロバイダ側で複数ユーザー企業にて同一ITリソースをシェアさせる形態を取る。そのため、サービスレベルやセキュリティポリシーなどは、個々の要望が叶いにくく、通常はプロバイダ側が定めた基準に従うことになる（表2、パターンA参照）。

【プライベートクラウド環境】においては、ユーザー企業側の個々の要望をなるべく叶えたクラウド環境が提供される。提供されるITサービス物理環境は、プロバイダ側でユーザー企業それぞれにITリソースをプライベートに割り当てる形態を取るため、サービスレベルやセキュリティポリシーについては、ユーザー企業個々がプロバイダと交渉できる余地がある。さらに以下では、『プライベートクラウド環境』の分類について、一サービス提供者としての経験を踏まえ、もう一步踏み込んでみたい。というのも上記で述べた広義の『プライベートクラウド』は、IT資産保有者が外部プロバイダもしくは、ユーザー企業の場合に分かれる。IT資産保有者が外部プロバイダ資産であっても、ITリソースがあたかもプライベートに割り当てられる提供形態が取られる場合、こうしたサービスを『バーチャルプライベートクラウド』と呼ぶこととする（表2、パターンB参照）。

その一方で、IT資産保有者がユーザー企業資産であっても、クラウド環境を外部委託先データセンタに構築し、その運用も外部委託する外部委託している場合、こうしたサービスを『ホステッド・プラ

プライベートクラウド (Hosted Private Cloud)』と呼ぶこととする (表2、パターンC参照)。またクラウド環境を自社環境 (= オンプレミス) 内に構築し、その運用も自社リソースで賄っている場合、こうしたサービスを『オンプレミス・プライベートクラウド (On Premise Private Cloud)』と呼ぶこととする。(表2、パターンD参照)『ホステッド』もしくは『オンプレミス・プライベートクラウド』のいずれの場合も、ユーザー企業情報システム部門が、グループ内ユーザーに対するクラウド環境の提供者と位置づけられるケースが多い。

プライベートクラウド全般、特に『ホステッド/オンプレミス・プライベートクラウド』では、システムはユーザー企業の管理下にあり、情報セキュリティポリシーをより確実に適用しながら、自社データを厳格に管理できるのに加えて、クラウド技術を適用することによるリソース有効活用、システムの標準化、運用管理の効率化などを享受できるため、多くの企業ユーザーがプライベートクラウドを志向している。ただし使用期間が限定されていること、自社独自性にこだわらないシステムの構築であること、品質が多少落ちてコスト削減を第一とすることなどの要件のシステム化の場合には、パブリッククラウドを念頭におくケースも多い。また秘匿性が高いデータだけは自社環境内におきながら、そのアプリサーバはパブリッククラウドにおくといった『ハイブリッド型』の使用手法の事例もある。

クラウドに対する期待・不安を踏まえたクラウド活用の効果と課題

弊社グループ会社NRIセキュアテクノロジーズ株式会社が、東証1部・2部上場企業を中心とする約3,000社の企業を対象に、2009年9月に実施した「企業における情報セキュリティ実態調査2009」によると、ユーザー企業にて、クラウドコンピューティングに関して、システム構築コスト削減、システム構築初期費の低減、社内ITリソースの削減、運用負荷の低減、システム・サービスの迅速な構築、といった項目について期待が大きい一方で、サービス提供者との契約締結事項の履行確認手段がないこと、事業継続性の確保を確認できないこと、セキュリティ対策が不十分である可能性、について不安を寄せている割合も高いことが分かった。本項では、本実態調査で浮かび上がったクラウドに対するユーザーの期待と不安要素を元に、クラウド活用の効果と課題を検証したい。

ITコストの削減、ITコストの変動費化の期待については、クラウドの課金体系がユーザ数や使用リソース単位などユーティリティ化されていることから、ある一定規模のユーザー数や単位までは、ユーザ側にとってコスト削減のメリットを享受できると考える。ただし当初より大規模なユーザー数が見込める場合、使用リソースの変動幅があまり見込めない場合などは、クラウドに移行しても当初想定よりコスト削減が見込めないこともある。

システム・サービスの迅速な構築については、パブリッククラウドにおいては、多数の顧客への提供を意識したサービス体系であることから、リソース提供リードタイムは大幅に短縮され、利用できる選択肢も増えるケースが多いだろう。ただし、サービス事業者側の標準メニューが各ユーザーの個々の要望にすべて応えられるとは限らないことに注意を要する。プライベートクラウドでは、こうしたカスタマイズ要件をクリアできる可能性があるが、自社で資産を持つタイプのプライベートクラウドの場合、リソース準備のための在庫を抱えるリスクを情報システム部門が持たなければならない。

ユーザー側運用負荷低減に関連して、クラウド上のサービスは基本的に最新版に保たれながら進化し続けるという特徴が挙げられる。この特徴は一見メリットだが、バージョンアップのタイミングや内容が必ずしもユーザー側の都合とリンクしているとは限らない。そのため特にPaaSやIaaSの場合に搭載するアプリのアップグレードのタイミングとの整合性をどのように取ればよいか、サービス利用にあたっての課題となる。

システムを外部委託している観点で、事業継続性、セキュリティ面での不安が多く挙げられているが、これはクラウド環境特有の問題ではなく、いわゆるアウトソーシングについてまわる問題と本質的には

同一である。この点については、提供を受けるサービスの内容、範囲、品質等の要求水準を明確にして、稼働率の確認のほか、達成されなかった場合の措置を含め、サービスレベル・アグリーメント（＝SLA）の形で明文化することが望ましい。セキュリティに関しては、基本的には一般のシステム同様の対策が必要である。複数ユーザーが物理的に同居するような仕組みの場合には、そのセキュリティ対策は事業社側の措置に拠る要素が大きいので、信頼に足る事業社との見極めが必要である。また契約を終了後のデータの確実な消去を担保するための措置を取る必要がある。

最後に

シンガポールを含む東南アジアに進出する日系企業の多くが、限られた予算、人、ノウハウによりITシステムの構築・運営をせざるを得ず、多くの課題を抱えていると推察する。そのような条件下で、クラウドコンピューティングを活用することによる効果は非常に大きいと思われる。シンガポールはグローバルでも随一のIT先進国であり、日本に比べコスト・災害リスクも低く、しっかりとしたインフラを整えた政府の多大な支援を背景に著名なクラウドサービス事業社がそのデータセンター拠点をシンガポールに置いている。クラウド活用のベテランから初心者ユーザー企業のいずれにとっても、シンガポールはクラウド導入に最適な環境であろう。私共もユーザー企業側の期待と課題を汲みながら、最適なクラウド環境導入にお手伝い出来るように、今後とも邁進したい。

執筆者氏名

堀地 聡太郎(ほりち そうたろう)

経歴

東京生まれ。英国London Business School, Sloan Fellowship修士課程修了。事業継続計画(BCP)全般、東南アジアの統括拠点組織に関するコンサルティングをはじめ、事業継続(BC)サイト/データセンター(DC)サイト、クラウドコンピューティングを含めたIT基盤環境事業推進が専門。2010年4月より来星。現在Business Development担当Vice President。

リーダーシップとEQの関係性

CICOM BRAINS (ASIA) PTE LTD
General Manager

サンディ 齊藤



1. 概論

世界がどんどん小さくなっていく国際化の中で、「組織をどうするか」「どの新興市場を攻めるか」「どこがベンチマークすべき一番の競合か」等々ハードの部分で物事を考え、会社を経営するその思考に全く間違いはありませんし、数値や事実を元にしたマネジメントは会社経営の基幹とも言えます。しかしながら、そこで懸命に働く「人の心」をつかんでのリーダーシップも同等に真剣に考えることも忘れてはならないとこの頃とみに思います。

寄稿の機会を与えてくださった皆様に感謝しながら、今回は、ソフト面からのマネジメント、リーダーシップとEQの関係性につき、いただいたご質問も視野に入れつつ、愚見を述べさせていただこうと思います。

2. EQとは

この頃では、あちらこちらで聞かれるようになったこの言葉「EQ (Emotional Intelligence Quotient)」ですが、もともとは「EI」と呼ばれていました。ところが、1995年に米有力雑誌『TIMES』がIQとの対比で「EQ」と紹介した頃から、今では、「EQ」の方が広く知られるようになっていきます。

IQについて少し述べると、多くの方が小学生くらいの頃に「IQ (Intelligence Quotient) テスト」を受けられたことがあるのではないのでしょうか。このテストは、「生活年齢と精神 (知能) 年齢の比」を基準としたもので、例えば、これを「従来のIQテスト」と呼ぶとすると、最近では「同年齢集団内での位置」を基準とした「DIQテスト」と呼ばれるものもあり、「従来のIQテスト」は、成人した後ではなかなか現実味が無いということで、あまり使われなくなりつつあります。

EQという概念が一般的に広まるまでは、「IQの高い人は優秀な人」というある種の暗黙の了解があったかもしれませんが、IQの高い優秀な人が必ずしも、人生において、仕事において成功しているかと言われると100%そうではないのも事実であり、そこに目をつけたのがエール大学の心理学教授PETER SALOVEYとニューハンプシャー大学のJOHN MAYERでした。彼らは、成功している人は、IQ以外にも何か別の要因があるのではないかを考え、EQ概念を導き出したのです。

一般的にEQは以下のように定義されています。

「EQとは、感情を正確に知覚し認識し表現する能力、思考を促進するために感情にアクセスし感情を生み出す能力、感情や感情に関連する知識を理解する能力、感情面と知的な面で成長を促すために感情を調整する能力、これらを含むものである。」(Mayer & Salovey, 1997)

つまり、IQとの比較で申すと、IQが「物事を記憶し、知識として生かすことで問題解決を行う能力」とするならば、EQは「感情を管理し、利用することで、問題解決に適切な思考や行動に導く能力」と言えるかと思います。

例えば、会議が白熱した時に以下のどちらに動くかを考えると、目に見えて分かりやすいでしょうか。(ただし、思いきり議論・討論をしあった後に状況・関係が好転することもあります)

<同じ議論の場でも…>



どちらに動く？



3. EQに国籍ごとの違いがあるか？

これは興味深いご質問だと思われましたので、ご紹介したいと思います。

まず、EQそのものの概念はユニバーサルなものなので、例えば、日本人のEQはシンガポール人のEQに比べて一般的にどうか、という捉え方はしません。ただし、「文化的な背景」が手伝って、そのEQの表現・発揮の仕方に若干の違いがあるとは言われます。例えば、一般的に日本人は、集団の中でどううまくやっていくかというところにEQを発揮していると言われていたり、また、よく比較されるアメリカでは、EQは何かの目的を一緒に達成するために、どうすればうまくできるかに利用されていると言われ、シンガポール人も最近では、この傾向が強いと言われていたり、近隣のマレーシアやタイのEQの発揮の仕方は若干日本に近いということを聞いたことがあります。

ただ、同じ国の人々でも、育った環境や、その他時代の流れなど、個々によってかなりの違いがありますので、「一般的に」であることを十分にご留意ください。

ということで、国民性によってEQ発揮の仕方に、若干の違いはあるものの、基本的には以下の4つの領域がEQ理論の核と言われるものです。

Perceiving emotions 感情の識別	人が感じている感情を正確に識別し、自分の感情を正確に認識する力
Using emotions 感情の利用	重要な出来事に注意を向け、何らかの行動をとるための準備をし、思考プロセスを導き出し、問題解決の手助けになるように感情を利用する能力
Understanding emotions 感情の理解	感情が生じる原因や規則性、或いは感情に関する知識を理解し、起こりえる事態を分析する能力
Managing emotions 感情の調整	感情に対して心を開いた状態を保ち、集めた感情に関する情報を意図的に選択し、思考や問題解決、判断や行動に感情を活用する能力

(参考：「EQ入門」 高山直著)

4. EQの高い人とは？

これはEQの話題になるとよく出てくる質問ですので、少しお話してみたいと思います。

実は、我々の周りにはEQの高い人が沢山います。ご自宅の中を見渡してみると、自身の感情はコントロールし、常にご主人や、お子様のことに気を配り、如何に家族を盛り立てていくかを考えている奥

様、社内を見ると、社長に常に気を配ってスケジュールのマネジメントをしてくださる秘書の方々、また部下の置かれている環境・状況を慮りながら問題解決をしていく部長、そして会社全体と社会への貢献を願って日々頑張っているリーダーの方々…。

もちろん、「コーチのコーチ」ともいわれるマーシャル・ゴールドスミス氏や、言わずと知れたマザーテレサ、ガンジー、少し古いですが女優さんで言うとオードリー・ヘップバーンはEQの高い方だったと言われています。

「EQの高い人かどうか、会った瞬間にわかりますか？」というのも良く聞かれる質問ですが、これについて、良く言われるのは、最初に会った時に「感じのいい人だな」と感じさせることのできる人は、そうである確率が高い、ということだけです。これは絶対的なものではありません。

5. EQの高いリーダー

EQの高いリーダーとはどんなリーダーで、会社にとって、チームにとってどういう効果をもたらすのでしょうか。

例えば、シンガポールの政治家Dr Tony Tan氏は、政治家になる以前の会社運営において、同僚・部下の話に良く耳を傾け、状況を把握し、チームを、会社をリードしてきた、と言われていています。むろん、何事においても同僚や部下の話聞いていればそれでいいわけではなく、時と場合によって、またスタッフの成熟度レベルに合わせて、対応を変える必要があるのは明白です。例えば、ダニエル・ゴールマン氏の『EQリーダーシップ』によれば、EQを使ったリーダーシップの形は6つあると言われており、優秀なリーダーであればあるほど、この6つのリーダーシップを時と場合、状況や、人によって使い分けられている、と紹介されています。

- ビジョン型リーダーシップ
- コーチ型リーダーシップ
- 関係重視型リーダーシップ
- 民主型リーダーシップ
- ベースセッター型リーダーシップ
- 強制型リーダーシップ

日本は今、高度経済成長で「いけいけどんどん」で発展していた時代とは異なるため、「昼間、部下を叱りつけ、夜、居酒屋で諭す」という方法だけでは、職場がワークしなくなっているのも現実だと感じられている方は多いでしょう。特に、多民族国家、ここシンガポールにおいては最たるものです。今後ますます職場における多様性を受け入れ、その中で、それぞれ個々に最大限の力を発揮してもらうためには、彼ら・彼女らの「心」や「仕事をする目的」、「達成したいと思っている目標」等を理解する必要が出てきているのです。理解するためには、コミュニケーションをとることが必要でしょうし、耳を傾ける（傾聴）のスキルや、質問の力、更には、「忍耐」も必要になってくるかもしれません。そして、同時に、我々には、次世代を担う彼らを育てる義務がありますので、それこそ、今まで以上にこういうソフトスキルを駆使したEQで以てチームを、会社をリードしていく時代がまさにきているのです。

6. EQはIQのように測定できるのか？

EQも測定できます。EQを専門に扱っているコンサルティング会社が有料で実施しています。ただし、いつも申し上げていることでもありますが、「ヒトの心は、ヒトが作ったテストでは100%正しく測りきれない」ということです。もちろん、スナップ写真的に、「その時の傾向」はある程度把握できるでしょうが、その方が今後の人生においてもずっと、ある一時期に実施したEQテストの結果で推移していくわけでもないですし、環境が変わると結果が違ってくることもありえます。

ですから、EQテストで以て、全人格を把握した、という見解をもたれることのないように、あくまでも「その一時点での結果である」という認識、及び、このテスト結果をその個人の成長にどう活かす

か、を考えるようにすると有意義です。更に、EQも他の多くのスキルと同じく、鍛錬できる能力でもあることを最後に是非付け加えさせていただきたく思います。

高いEQスキルをもった有望な日本人リーダーが今以上により多く、世界の様々な舞台で活躍される日が来ることを願ってやみません。

執筆者氏名

サンディ 齊藤(サンディ さいとう)

経 歴

関西大学卒業、Entrepreneurship Institute Australia (EIA) 経営学修士。
学校法人駿河台学園で大学受験生の進学指導にあたる。シンガポール校へ講師として出向。以降、シンガポール在住。富士通アジアで人事・総務業務を経験後、ITベンチャー企業にて管理部(人事・経理・財務・総務)部長、2007年5月のサイコム・ブレインズ アジア(旧サイコム・シンガポール)設立とともに現職に就任。

地方自治体の海外活動

～クレアシンガポールの活動と、鹿児島県－シンガポールの交流事業について～

THE JAPAN COUNCIL OF LOCAL AUTHORITIES FOR INTERNATIONAL RELATIONS, SINGAPORE
(CLAIR Singapore)

Deputy Director

片野田 拓洋



1 CLAIR Singaporeについて

財団法人自治体国際化協会（The Council of Local Authorities for International Relations）は、日本の地方自治体の国際化の推進を支援するために、国内の地方自治体が共同で設立した団体であり、東京本部の他、世界7つの主要都市（ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー、北京）に海外事務所を置いています。

その中で、当シンガポール事務所は1990年に設置され、アセアン10カ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）及びインドを担当地域として様々な活動を行っています。

事務所職員は、地方自治体、総務省からの派遣職員及び現地採用職員で構成されており、現在は、福岡県、兵庫県、長野県、宮城県、鹿児島県、宮崎県、東京都大田区、長崎市、仙台市及び総務省から派遣された職員が勤務しています。

事務所の主な業務としては、以下のようなものがあります。

(1) 地方自治体の海外活動支援

日本の地方自治体やその関係機関が海外で行う事業等を様々な形で支援しています。例えば、自治体による視察や調査、姉妹都市間の文化交流活動の支援などです。

また、最近では、海外からの観光客誘致や特産品の販売等経済分野の活動に力を入れている自治体が多いことから、シンガポールやマレーシアでの国際旅行フェアにおいて、JNTO（日本政府観光局）と協力して、日本各地のPR活動を行ったり、自治体による特産品のプロモーションの支援等を行ったりしています。

(2) 国際協力、交流事業

消防・防災や農業分野などの専門的な知識や技術を有する日本の自治体職員（OBを含む）を、海外の政府機関の要請に基づき派遣する「自治体国際協力専門家派遣事業」や、海外の自治体職員を日本の自治体で受け入れ、農業、教育、観光等の技術習得を支援する「自治体職員協力交流事業」などを行っています。海外の「人づくり」への協力を通じて、知識や技術の移転だけでなく、人的ネットワークの構築や自治体間の継続的な友好協力関係の増進を図っています。

○ 2010年度実施の「自治体国際協力専門家派遣事業」の一例

バンコクの北約380kmに位置する、タイ王国ピサヌローク市から、市内に数多く存在する無形文化遺産を保護・保存するための知識や制度を学びたいとの要望が出されました。そこで、新潟県立豊栄（とよさか）高等学校の美術科教諭であり、文化財行政に精通している五傳木浩樹氏を専門家としてピサヌローク市に派遣し、当事務所が現地でのサポートを行いました。

講義では、日本の文化財保護制度や成功事例の紹介、受講者が実際に企画書を作成するワークショップ等を行い、具体的な文化財保護の方法を学びました。

ピサヌローク市長としては、地域独自の文化財を保護することにより、伝統的文化の継承を行うと同時に、観光振興や雇用拡大に繋げたいという強い思いがあり、今回の講義等を参考に、すぐにも制度や予算を検討し、文化財保護に積極的に取り組んでいきたいとのことでした。



五傳木教諭の講義の様子



プログラム終了後の記念撮影

(3) Japan Exchange and Teaching Programme (JETプログラム)

JETプログラムは、総務省、外務省、文部科学省の協力の下、日本の地方自治体が外国青年をALT（外国語指導助手）やCIR（国際交流員）等として地域の学校等へ招致する事業で、CLAIRが実施しており、当事務所もプログラムの円滑な推進を支援しています。

シンガポールを中心に当事務所の担当地域からも、これまでALT約200名、CIR約40名が参加しており、日本各地で地域レベルの国際化の推進のために活躍しています。

また、2009年にはJETプログラム参加者の世界規模の同窓会であるJETAA（JET Programme Alumni Association）のシンガポール支部が設立され、JETOBの方々は帰国後も日本とシンガポールの架け橋となるべく意欲的に活動しており、その活動に対する支援も行っています。



日本人会夏祭りでのJETAAブース

この他、シンガポールをはじめとする担当地域各国の地方行財政制度や各種政策についてのレポートの作成、当協会が毎月発行している機関誌「自治体国際化フォーラム」への記事掲載、当事務所の活動状況等を紹介する「ニュースレター」や「クレアメールマガジン」の発行等を通じ、日本の自治体のみならず、各国の中央、地方の政府機関等に、地域の国際活動に有益な情報を発信しています。

当事務所のウェブサイトには、当事務所の活動の様子や「自治体国際化フォーラム」、「ニュースレター」等の各種刊行物を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

CLAIR Singapore ウェブサイト：<http://www.clair.org.sg/j/index.html>

2 鹿児島県の活動

次に、私の派遣元である鹿児島県とシンガポールの交流についてご紹介します。

鹿児島県とシンガポールは、1982年（昭和57年）に第1回鹿児島・シンガポール交流会議を開催し、以来、この交流会議を核として約30年間、経済、観光、文化、青少年など、幅広い分野において交流活動を続けています。

今回はその活動の一端をご紹介します。

(1) 鹿児島・シンガポール交流会議

1982年から2年に1度、鹿児島とシンガポールで交互に開催している会議で、前回は2010年1月19日（火）に鹿児島で開催されました。

会議には、鹿児島県側から伊藤祐一郎知事、金子万寿夫県議会議長、福元好二かごしまクラブシンガポール会長、シンガポール側からベイ駐日シンガポール共和国臨時代理大使、タン政府観光局北アジア局長、シャウ国際企業庁東京事務所長などが出席しました。

会議では、鹿児島県の農畜水産物の輸出促進を含めた経済交流や観光交流、青少年交流団の相互派遣、チンゲイパレードや霧島国際音楽祭への参加といった芸術分野での交流等を、今後も継続的に進めていくことについて合意がなされました。

また、会議の関連事業として、シンガポールセミナーや文化紹介講座を開催したほか、シンガポールのマスメディアを招待して、桜島や指宿の砂むし温泉といった観光地、カンパチなどの特産品のPRを行いました。

次回（第16回）の交流会議は、2011年度にシンガポールで開催されることとなっています。



第15回交流会議の様子

(2) 人的交流

1年おきに相互に青少年交流団を派遣し交流を深めているほか、芸術分野での交流として、チンゲイパレードへの団体派遣、毎年夏に霧島で行われる霧島国際音楽祭への講習生の招待等を行っています。

また、これまで相互に修学旅行生が訪れ、学校同士で交流するなど、草の根レベルでの交流も進んでいます。

平成15年度からは、JETプログラムによりシンガポール人のCIRが県国際交流課に配属され、鹿児島県とシンガポールの交流のための橋渡し役を担っています。



県青少年交流団のシンガポール派遣（2008年度）

(3) 鹿児島県産牛肉・豚肉の輸出

2009年5月の輸入解禁とともに、鹿児島県では、県内の食肉輸出認定業者、シンガポール流通業者と連携して、「鹿児島黒牛」、「かごしま黒豚」のシンガポールへの輸出を開始しました。これまで、日本大使公邸での試食会、日系デパートでの販売促進キャンペーン等を行ってきたほか、今年4月には、Singapore Expoで開催されたアジア最大級の食品見本市「FHA (Food and Hotel Asia) 2010」への出展も行われました。

肉質が柔らかく、適度に脂ののった



FHA2010への出展の様子

「鹿児島黒牛」、「かごしま黒豚」は、現地在住の日本人だけでなく、シンガポールの方々にも大変好評です。2010年4月に宮崎県で発生した口蹄疫の影響で、しばらく輸出が停止していましたが、関係各位のご努力で10月12日より輸出が再開されました。またシンガポールでも美味しい「鹿児島黒牛」、「かごしま黒豚」が食べられるようになりましたので、皆さん是非ご賞味ください。

(4) かごしまクラブ・シンガポール

鹿児島県では、アジア地域において、過去の交流実績の中で培ってきた貴重な人的ネットワークを組織化し、多様な交流の一層の促進を図るため、「アジアかごしまクラブ」の設立・形成に取り組んでおり、現在のところ、「かごしまクラブ・シンガポール」、「香港かごしまクラブ」、「全羅北道かごしまクラブ（韓国）」が設立されています。

「かごしまクラブ・シンガポール」は、シンガポール在住の鹿児島県出身者、鹿児島大学への留学経験者などのほか、鹿児島や日本に関心のあるシンガポール人などをメンバーとして1999年に設立されました。現在、会員数は120人ほどで、交流会議への参加のほか、鹿児島のPR、県関係来訪者との交流など各種事業へのご協力をいただいております。

「かごしまクラブ・シンガポール」は鹿児島県出身者に限らず、鹿児島にゆかりのある方、鹿児島に興味のあるシンガポールの方等どなたでも参加できますので、ご興味のある方は下記までお気軽にご連絡ください。

最後になりましたが、JCCI会員をはじめとする関係各位の皆様には、今後とも当協会並びに地方自治体の活動にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、日本や各国の自治体の活動に関してご質問等がありましたら、お気軽にCLAIRシンガポール事務所までご連絡ください。

執筆者氏名

片野田 拓洋(かたのだ たくよう)

The Japan Council of Local Authorities for International Relations, Singapore
(財団法人 自治体国際化協会)

6 Battery Road #31-02 Singapore 049909

Tel:(65)6224-7927 Email:katanoda@clair.org.sg

経歴

1977年 鹿児島県生まれ

2003年 鹿児島県庁入庁

2010年 4月より現職



月報

2010

11月号編集後記

時計が勝手に早回りするわけもなく、時は規則正しく刻まれているはずであるのに、四季のある日本から季節感のないシンガポールに来て暮らしていると、あっという間に1年が過ぎて、もう11月になったのかー、という言葉が毎年この時期になると語られます。

シンガポールの経済は、年初より好調に推移しており、ジェトロ・シンガポールによれば、アジア太平洋地域に進出する日系企業を対象にした活動実態調査で、シンガポールでは今年、約8割の企業が営業黒字を見込んでいることが分かりました。昨年の6割から増加しています。今後数年で事業拡大を計画している日系企業も6割に上り、昨年の4割から大幅に改善していて、業績の改善傾向が鮮明になっています。

さて、月報2010年11月号は4本の特集記事と、業界動向シリーズ「地方自治体の海外活動」を掲載させていただきました。ご多用中にもかかわらず、大変興味深い記事をご寄稿いただきましたご執筆者の皆様に心より感謝申し上げます。

なお、月報11月号は、MITSUMI ELECTRONICS (S) PTE LTD 川口 裕利、FUMINN PTE LTD 福田 純子の2名が担当いたしました。

<編集>

川口 裕利 MITSUMI ELECTRONICS (S) PTE LTD
福田 純子 FUMINN PTE LTD

<印刷>

YAMAGATA (SINGAPORE) PTE LTD
2 Leng Kee Road #02-06, Thye Hong Centre Singapore 159086
Tel: 6472-1238 Fax: 6472-9260

<発行>

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way #12-04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221-0541 Fax: 6225-6197
E-mail: info@jcci.org.sg
Web: <http://www.jcci.org.sg>



広告募集。

JCCIでは会員企業様に、月報紙面を広告スペースとしてご活用いただくため、以下の要領にて、広告掲載の募集を実施しております。

- ・ 掲載箇所 月報各号(毎月中旬発刊) 表紙裏
- ・ 掲載期間 1ヶ月～
- ・ 掲載料 1ページ S\$1,000/月+GST

お申込み注意事項

- ・ 本サービスのお申込みは JCCI 会員様に限ります。
- ・ 掲載は先着順、1 ページ単位となります。
- ・ 掲載 1ヶ月前までに広告データを事務局へご提出下さい。
- ・ お申込み後のキャンセルはご遠慮下さい。

JCCI

Tel: 6221-0541 Email: info@jcci.org.sg

2010年度 賃金調査結果報告書 7月上旬発売予定 中!

2009年1月から5月にかけて、会員企業を
対象に賃金調査を行い、寄せられた回答(過去最
高の約300社)をもとに2009年在星日系企業
の賃金動向をまとめました。賃金の改定や今
後の求人活動など、労働市場を見据えた経営
判断を下す際にお役立て頂けます。是非ご活
用下さい!

EMPLOYMENT	REPRESENTATIVE		WAGE-MANAGEMENT							
	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	
MANUFACTURING	2,80	2,70	1,54	1,50	1,54	1,50	1,54	1,50	1,54	1,50
NON-MANUFACTURING	2,70	2,60	1,40	1,35	1,40	1,35	1,40	1,35	1,40	1,35
TOTAL	5,50	5,30	2,94	2,85	2,94	2,85	2,94	2,85	2,94	2,85

Price: Members **S\$30 (Including GST)**

内容は以下のようになっています!

- ◆ OVERVIEW 概略
- ◆ RESPONDENTS' PROFILE 回答状況
- ◆ Employment Size & Resigned (Excluding Japanese Staff) 従業員数と離職率(日本人駐在員を除く)
- ◆ UNIONISATION OF COMPANIES 組合の有無
- ◆ WORKING HOURS PER WEEK 週間所定内労働時間
- ◆ MONTHLY VARIABLE COMPONENT とは?
- ◆ MONTHLY VARIABLE COMPONENT 月次可変部分給
- ◆ ESTIMATED WAGE INCREMENTS FOR 2009 2009年の予測昇給率
- ◆ WAGE INCREMENTS FOR 2008 2008年賃上げ率
- ◆ BONUS FOR 2008 (INCLUSIVE OF 1 MONTH A WS) 2008年ボーナス実績(AWS1ヶ月含む)
- ◆ BONUS FOR 2009 (INCLUSIVE OF 1 MONTH A WS) 2009年ボーナス予測(AWS1ヶ月含む)
- ◆ COMPANY FORECAST FOR 2009 BONUS IN COMPARISON WITH 2008 BONUS 2009年ボーナス(見通し)と2008年ボーナス(実績)との比較
- ◆ BUSINESS PROSPECT 景気動向
- ◆ AVERAGE MONTHLY WAGES BY OCCUPATION
- ◆ Characteristics of employment rates, unemployment rates and layoffs in 2008 雇用数・失業・解雇 2008年の特徴
- ◆ MANPOWER STATISTICS IN BRIEF, SINGAPORE 2007&2008 MOM シンガポール労働力統計(2008年・2007年)
- ◆ MANPOWER STATISTICS IN BRIEF, SINGAPORE (AN OVERVIEW OF THE 1ST QUARTER 2009) MOM シンガポール労働力統計(2009年第1四半期の特徴)

申込みは下記の申込書を FAX(6225-6197)か Eメール(doris@jcci.org.sg)でご送付下さい。
本報局で直接販売(午前9時~午後5時)を行っております。現金か小切手でお支払い下さい。請求書は発行致しておりません。
郵送でのお届けをご希望のお客様は事務局ドリスまで(電話番号 6221-0541)詳細をお問合せ下さい。
現金・送金は一切お受けできませんのでご了承ください。
お問い合わせは、事務局(Eメール doris@jcci.org.sg、電話番号 6221-0541)ドリスまで。

FAX to: 6225-6197 or EMAIL to: doris@jcci.org.sg

2009年度賃金調査結果報告書 購入お申込書
I would like to buy the JCCI Wage Survey Report 2009!

Contact Person: (Given Name)

(Surname)

JCCI Member Non-Member

Email:

Payment by Cash or Cheque is accepted.
No invoice will be sent.